

四半期報告書

(第47期第1四半期)

自 2021年4月1日

至 2021年6月30日

株式会社第一興商

東京都品川区北品川5丁目5番26号

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】

第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【事業の内容】	1
第2 【事業の状況】	2
1 【事業等のリスク】	2
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	2
3 【経営上の重要な契約等】	4
第3 【提出会社の状況】	5
1 【株式等の状況】	5
2 【役員の状況】	6
第4 【経理の状況】	7
1 【四半期連結財務諸表】	8
2 【その他】	18
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	19

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年8月12日

【四半期会計期間】 第47期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

【会社名】 株式会社第一興商

【英訳名】 DAIICHIKOSHO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 保志 忠郊

【本店の所在の場所】 東京都品川区北品川5丁目5番26号

【電話番号】 03(3280)2151(大代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 西原 康尚

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区北品川5丁目5番26号

【電話番号】 03(3280)2151(大代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 西原 康尚

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第46期 第1四半期 連結累計期間	第47期 第1四半期 連結累計期間	第46期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2021年4月1日 至 2021年6月30日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高 (百万円)	16,645	20,397	93,316
経常損失 (△) (百万円)	△719	△602	△1,194
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失 (△) (百万円)	△5,113	△324	△18,782
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△4,815	△82	△17,514
純資産額 (百万円)	126,817	102,909	106,030
総資産額 (百万円)	206,771	180,961	186,795
1株当たり四半期(当期)純損失 (△) (円)	△91.17	△5.95	△338.54
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	60.5	56.0	55.8

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、主要な関係会社における異動は次のとおりです。

(その他事業)

当第1四半期連結会計期間において、(株)ファーストプロパティーズを新たに設立したことに伴い、連結の範囲に含めております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当第1四半期連結累計期間における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。文中の分析に関する事項は、当第1四半期連結会計期間末現在における当社経営者の認識に基づいております。なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しております。詳細につきましては、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表注記事項（会計方針の変更等）」に記載しております。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間（2021年4月1日～2021年6月30日、以下「当第1四半期」という）におけるわが国の経済は、前年から続く新型コロナウイルス感染拡大の影響により、個人消費を中心に経済活動の制限が続いており、国内でのワクチン接種開始など明るい兆しも見られるものの、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当カラオケ業界におきましても、東京をはじめとする大都市圏に対して発出された緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置とそれらに伴う要請等により、ナイト市場・カラオケボックス市場ともに多くの店舗が長期間の休業あるいは時短営業を余儀なくされたほか、不要不急の外出自粛等、消費マインド回復には至っておらず、厳しい経営環境が継続しております。

当社グループにおきましても、4月に発出された3度目の緊急事態宣言をはじめ、中核事業である業務用カラオケ事業及びカラオケ・飲食店舗事業のいずれにおいても、新型コロナウイルス感染拡大のマイナス影響が継続していることから、「出を抑え、入りを増やす」という方針のもと、手元資金の流動性確保に留意しつつ、店舗家賃の減免交渉など固定費の低減を図る一方で、カラオケ導入先との関係性強化に努めるとともに、パーキング事業やデリバリー業態の拡充など新たな収益源の開拓を進めました。

なお、雇用調整助成金や時短協力金をはじめとする各種給付金を「助成金収入」として、2,913百万円（前年同期は57百万円）を特別利益に計上したほか、コロナ禍における緊急事態宣言への対応に起因する費用を「新型コロナウイルス関連損失」として、2,652百万円（前年同期は6,258百万円）を特別損失に計上しております。

その結果、当第1四半期の業績は、売上高は20,397百万円（前年同期比22.5%増）となり、営業損失は1,149百万円（前年同期は1,189百万円の損失）、経常損失は602百万円（前年同期は719百万円の損失）となりました。親会社株主に帰属する四半期純損失につきましては、前年同期に比べ特別利益が2,864百万円増加したこと及び特別損失が3,721百万円減少したことなどにより、324百万円（前年同期は5,113百万円の損失）となりました。

また、当第1四半期までを対象とする各種給付金のうち、30億円程度は第2四半期以降の決算において計上する見込みです。

(百万円)

	前第1四半期	当第1四半期	対前期増減	増減率
売上高	16,645	20,397	3,751	22.5%
営業利益	△1,189	△1,149	40	—
経常利益	△719	△602	117	—
親会社株主に帰属する四半期純利益	△5,113	△324	4,789	—

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(業務用カラオケ)

当事業におきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う行政からの各種要請により、顧客店舗であるスナック・バーなどのナイト店舗やカラオケボックス店舗の多くが長期間の休業や時短営業を余儀なくされており、前年より取り組んでおります感染予防関連商品の提案・販売などを通じた顧客支援を継続いたしました。介護施設等のエルダー市場においては、オンラインイベントやYouTubeなども活用し、高齢者の健康維持に対し有効なカラオケの活用についての認知拡大に努めました。

4月には本体及びリモコンに抗菌処理を施したナイト市場向け新商品「Cyber DAM+ (サイバーダムプラス)」を発売し商品ラインアップを強化したほか、コロナ禍の影響によりイベント・ライブ等の開催中止が相次ぐなかで、過去のライブ映像等も含めた映像コンテンツをさらに充実させることにより、カラオケDAMの商品力強化に努めました。

以上の結果、コロナ禍の影響により商品出荷が軟調に推移したほか、顧客店舗の休業あるいは閉店の増加による稼働台数の減少の影響を受けたものの、前年同期に比べ緊急事態宣言等に伴う減免の規模が縮小したことなどにより売上高は前年同期比27.7%の増収となり、営業利益は前年同期比80.0%の増益となりました。

なお、緊急事態宣言に伴う減免施策に係る固定費292百万円（前年同期は1,586百万円）を「新型コロナウイルス関連損失」に振替え計上しております。

(百万円)

	前第1四半期	当第1四半期	対前期増減	増減率
売上高	10,138	12,944	2,806	27.7%
営業利益	1,748	3,147	1,399	80.0%

(カラオケ・飲食店舗)

当事業におきましては、カラオケ2店舗の出店及びカラオケ12店舗、飲食1店舗の閉店を行ったことにより、当第1四半期末の店舗数はカラオケ511店舗、飲食177店舗となりました。

期初には集客において一定の回復も見えたものの、3度目の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に伴う要請により、大都市圏におけるカラオケボックスの営業や酒類の提供に制限を受けたことから、休業・時短営業等による影響が継続いたしました。

これらの状況を受け、前年に続き店舗賃料の減免交渉等、固定費の低減に努めるとともに、既存店舗のキッチンを活用したデリバリー業態の拡充など「出を抑え、入りを増やす」ための施策を継続する一方で、カラオケの楽しさをより高めることで顧客満足度向上につなげるため、ビッグエコー店舗においては最上位機種である「LIVE DAM Ai (ライブダムアイ)」への入替を推進したほか、全店全ルームにハーモニーピンク/ホワイトのマイク設置を行いました。

以上の結果、前年から続くコロナ禍により、多くの店舗で休業・時短営業を余儀なくされた影響はあったものの、1度目の緊急事態宣言に伴いカラオケ・飲食全店舗で1か月以上の臨時休業を行った前年同期と比べ、運営環境に若干の改善があったことなどにより、売上高は前年同期比20.0%の増収となり、3,880百万円の営業損失となりました。

なお、緊急事態宣言に伴う休業期間中の運営店舗の固定費2,332百万円（前年同期は4,633百万円）を「新型コロナウイルス関連損失」に振替え計上しております。前年同期と比べ振替額が2,300百万円減少したことにより、営業損失が拡大したものであります。

(百万円)

	前第1四半期	当第1四半期	対前期増減	増減率
売上高	2,932	3,519	586	20.0%
営業利益	△2,354	△3,880	△1,526	—

(音楽ソフト)

当事業におきましては、新型コロナウイルスの影響による新曲の発売延期やイベント・コンサートの中止による商品販売減少などの影響を受けるなか、販売費等のコストコントロールに努めました。

以上の結果、売上高は前年同期比9.8%の減収となり、営業利益は前年同期比26.7%の減益となりました。

(百万円)

	前第1四半期	当第1四半期	対前期増減	増減率
売上高	1,523	1,374	△149	△9.8%
営業利益	63	46	△16	△26.7%

(その他)

当事業におきましては、前年に続き飲食店・カラオケ店への設置が多いBGM事業などにおいてはコロナ禍のマイナス影響を受けたものの、家庭用カラオケサービス「カラオケ@DAM」は好調に推移いたしました。

新たな収益の柱とするべく「ザ・パーク」ブランドで展開するパーキング事業においては、営業資産の買収を含めた新規出店が好調に進展し、当第1四半期末時点で1,500施設、19,000車室を超える規模に拡大いたしました。

以上の結果、売上高は前年同期比24.8%の増収となり、営業利益は前年同期比954.0%の増益となりました。

(百万円)

	前第1四半期	当第1四半期	対前期増減	増減率
売上高	2,050	2,559	508	24.8%
営業利益	18	195	177	954.0%

(2) 財政状態の状況

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ5,833百万円減少し、180,961百万円となりました。

これは主に、流動資産の現金及び預金が6,872百万円減少したことによるものであります。

負債の部につきましては、前連結会計年度末に比べ2,712百万円減少し、78,052百万円となりました。

これは主に、流動負債の支払手形及び買掛金が363百万円、未払法人税等が1,168百万円及び賞与引当金が562百万円それぞれ減少したことによるものであります。

純資産の部につきましては、前連結会計年度末に比べ3,120百万円減少し、102,909百万円となりました。

これは主に、親会社株主に帰属する四半期純損失による利益剰余金の減少324百万円及び剰余金の配当による利益剰余金の減少3,107百万円によるものであります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	54,734,200	54,734,200	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	54,734,200	54,734,200	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年5月20日(注)	△2,500,000	54,734,200	—	12,350	—	4,002

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2021年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,711,100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 54,515,100	545,151	—
単元未満株式	普通株式 8,000	—	—
発行済株式総数	57,234,200	—	—
総株主の議決権	—	545,151	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が9,100株(議決権の数91個)含まれております。

② 【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株第一興商	東京都品川区北品川 5丁目5番26号	2,711,100	—	2,711,100	4.74
計	—	2,711,100	—	2,711,100	4.74

(注) 1. 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が1,300株(議決権の数13個)あります。なお、当該株式は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式に含めております。

2. 当第1四半期会計期間末の自己株式数は141,206株であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	68,508	61,636
受取手形及び売掛金	3,546	2,949
棚卸資産	8,946	8,879
その他	6,722	7,529
貸倒引当金	△944	△972
流動資産合計	86,780	80,023
固定資産		
有形固定資産		
カラオケ賃貸機器（純額）	6,705	6,535
カラオケルーム及び飲食店舗設備（純額）	11,685	11,946
土地	40,681	40,615
その他（純額）	6,611	6,508
有形固定資産合計	65,683	65,607
無形固定資産		
のれん	92	848
その他	6,140	5,825
無形固定資産合計	6,232	6,673
投資その他の資産		
投資有価証券	4,811	5,157
敷金及び保証金	14,224	13,969
その他	9,194	9,637
貸倒引当金	△131	△106
投資その他の資産合計	28,098	28,658
固定資産合計	100,014	100,938
資産合計	186,795	180,961

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,591	2,228
短期借入金	17,996	18,442
未払法人税等	1,736	568
賞与引当金	1,168	605
その他	13,219	12,653
流動負債合計	36,712	34,497
固定負債		
長期借入金	32,085	31,870
役員退職慰労引当金	899	861
退職給付に係る負債	7,556	7,626
その他	3,511	3,196
固定負債合計	44,052	43,554
負債合計	80,765	78,052
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,350	12,350
資本剰余金	4,114	4,114
利益剰余金	98,783	85,270
自己株式	△10,958	△570
株主資本合計	104,289	101,164
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	810	1,007
土地再評価差額金	△733	△733
為替換算調整勘定	32	55
退職給付に係る調整累計額	△140	△130
その他の包括利益累計額合計	△31	198
新株予約権	388	164
非支配株主持分	1,383	1,382
純資産合計	106,030	102,909
負債純資産合計	186,795	180,961

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
売上高	16,645	20,397
売上原価	11,128	14,440
売上総利益	5,516	5,956
販売費及び一般管理費	6,706	7,106
営業損失(△)	△1,189	△1,149
営業外収益		
受取利息	4	4
受取保険金	17	294
受取協賛金	70	76
受取補償金	420	—
その他	195	291
営業外収益合計	708	667
営業外費用		
支払利息	37	54
為替差損	8	19
貸倒引当金繰入額	132	—
解約違約金	0	17
その他	60	29
営業外費用合計	239	120
経常損失(△)	△719	△602
特別利益		
固定資産売却益	—	9
投資有価証券売却益	0	—
助成金収入	※1 57	※1 2,913
特別利益合計	58	2,922
特別損失		
固定資産処分損	85	13
減損損失	71	28
投資有価証券評価損	1	—
新型コロナウイルス関連損失	※2 6,258	※2 2,652
特別損失合計	6,417	2,695
税金等調整前四半期純損失(△)	△7,078	△375
法人税、住民税及び事業税	111	433
法人税等調整額	△2,098	△496
法人税等合計	△1,986	△62
四半期純損失(△)	△5,091	△312
非支配株主に帰属する四半期純利益	22	11
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△5,113	△324

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2021年4月1日 至2021年6月30日)
四半期純損失(△)	△5,091	△312
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	252	196
為替換算調整勘定	△2	22
退職給付に係る調整額	27	10
その他の包括利益合計	276	229
四半期包括利益	△4,815	△82
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△4,837	△94
非支配株主に係る四半期包括利益	22	11

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

当第1四半期連結会計期間において、㈱ファーストプロパティーズを新たに設立したことに伴い、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) カスタマー・ロイヤリティ・プログラムに係る収益認識

店舗等において販売時にポイントを付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムでのサービス提供について、従来は販売時に収益を認識しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定した独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しております。

(2) 割賦販売に係る収益認識

割賦販売について、従来は割賦基準により収益を認識しておりましたが、財又はサービスを顧客に移転し、履行義務が充足された時点で収益を認識する方法に変更しております。

(3) 代理人取引に係る収益認識

顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来は顧客から受取る総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は70百万円減少し、売上原価は68百万円減少し、販売費及び一般管理費は12百万円減少し、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失はそれぞれ10百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は65百万円増加しております。

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

固定資産の減損及び税効果会計等におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響について、感染拡大防止のための外出自粛や行政からの各種要請等により、2022年3月期を通じて当社業績へのマイナスの影響が継続するものの、中期的にはコロナ禍以前の水準まで業績が回復するものと仮定し、将来キャッシュ・フロー及び繰延税金資産の回収可能性等の見積りを行っております。

なお、前連結会計年度末の仮定について重要な変更を行っておりません。

(四半期連結損益計算書関係)

※1 助成金収入

新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言の発出に伴い、従業員の出勤停止期間中の給料等を対象として助成を受ける雇用調整助成金のほか、国及び地方自治体等から給付を受ける助成金等を「助成金収入」に計上しております。

※2 新型コロナウイルス関連損失

新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言の発出に伴い、対象地域の従業員を出勤停止（特別休暇）とする措置を講じました。また、政府及び地方自治体からの要請に応じ、当社運営店舗及び顧客運営店舗においては臨時休業及び時短営業を行いました。

これらの事象に対応し、従業員の出勤停止期間中の給料等、休業期間中の当社運営店舗の固定費及び業務用カラオケ機器の賃貸等に係る固定費を「新型コロナウイルス関連損失」に計上しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額並びに負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
減価償却費	3,679百万円	2,964百万円
のれんの償却額	153	21
負ののれんの償却額	0	0

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月19日 定時株主総会	普通株式	3,210	57.00	2020年3月31日	2020年6月22日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,107	57.00	2021年3月31日	2021年6月28日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額
	業務用 カラオケ	カラオケ・ 飲食店舗	音楽ソフト	計				
売上高	10,138	2,932	1,523	14,595	2,050	16,645	—	16,645
セグメント利益又は 損失(△) (営業利益又は営業 損失(△))	1,748	△2,354	63	△542	18	△524	△665	△1,189

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、パーキング事業、不動産賃貸及びBGM放送事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額△665百万円は、主に報告セグメントに帰属しない本社の管理部門における一般管理費であります。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額
	業務用 カラオケ	カラオケ・ 飲食店舗	音楽ソフト	計				
売上高	12,944	3,519	1,374	17,838	2,559	20,397	—	20,397
セグメント利益又は 損失(△) (営業利益又は営業 損失(△))	3,147	△3,880	46	△686	195	△490	△658	△1,149

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、パーキング事業、不動産賃貸及びBGM放送事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額△658百万円は、主に報告セグメントに帰属しない本社の管理部門における一般管理費であります。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

「1 四半期連結財務諸表 注記事項(会計方針の変更等)」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、報告セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当第1四半期連結累計期間の「業務用カラオケ」のセグメント利益は10百万円増加し、「カラオケ・飲食店舗」の売上高は14百万円減少、セグメント損失は0百万円増加し、「音楽ソフト」の売上高は56百万円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	業務用 カラオケ	カラオケ・ 飲食店舗	音楽ソフト	計		
業務用カラオケ機器の販売による収益	1,390	—	—	1,390	—	1,390
通信カラオケへの音源・映像コンテンツの提供による収益	7,445	—	—	7,445	—	7,445
カラオケルーム・飲食店舗の運営による収益	—	3,519	—	3,519	—	3,519
音楽・映像ソフトの販売等による収益	—	—	1,374	1,374	—	1,374
その他	—	—	—	—	1,933	1,933
顧客との契約から生じる収益	8,836	3,519	1,374	13,729	1,933	15,663
その他の収益	4,108	—	—	4,108	625	4,734
外部顧客への売上高	12,944	3,519	1,374	17,838	2,559	20,397

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、パーキング事業、不動産賃貸及びBGM放送事業等を含んでおります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり四半期純損失(△)	△91円17銭	△5円95銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失(△) (百万円)	△5,113	△324
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失(△) (百万円)	△5,113	△324
普通株式の期中平均株式数 (千株)	56,093	54,523
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月12日

株式会社第一興商
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 秀之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三木 練太郎 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社第一興商の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社第一興商及び連結子会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。